

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和八年二月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
西浦 博史	奈良市	奈良市月ヶ瀬桃香野五九一三番、五九一五番、五九二一番及び五九二二番並びに月ヶ瀬尾山三四〇六番五及び三六一三番
西浦 博史	奈良市	奈良市月ヶ瀬尾山二〇五九番一、二〇五九番二及び三四〇六番二
福永 嘉洋	奈良市	奈良市月ヶ瀬長引五一一番一及び一六四四番
いちご専門中村農園株式会社	奈良市	奈良市北之庄町四九三番一、四九四番一及び四九五番一
山田 明德	奈良市	奈良市山町四九三番一及び四九八番

二 認可年月日

令和八年二月十八日